

週休2日工事(現場閉所型) 休日等の考え方 (港湾・漁港事業以外の場合)

【基本的な考え方】

- ・休日とは、現場閉所(現場(現場事務所含む)での作業を行わない)とする。
- ・工事着手日から4週間(28日間)を1サイクルとし、この間に6~8日の休日を取得する。
- ・最後の1サイクルが28日間に満たない場合は、最後のサイクルの中の土曜日、日曜日の日数分を確保すれば、達成と判断。工事着手日から工事完成日までの期間が、28日間に満たない場合は、その期間内の土曜日、日曜日の日数分を確保すれば、「4週8休」達成と判断。
- ・雨天等により作業を予定していた日に作業ができなかった場合は、休日を予定していた日と振替えることができる。
- ・休日を予定した日に作業を行わなければならなくなった場合は、振替日を設定のうえ、作業を実施することができる。
- ・日曜日が祝日となる場合の振替休日(月曜日)は、現場閉所日の対象とする。
- ・工期全体を通してサイクル毎の休日形態が変わる場合は、達成の判断は最低の休日形態とする。
- ・原則として、夏季休暇3日間、年末年始休暇6日間を連続して取得すること。なお、夏季休暇、年末年始休暇については、土曜日、日曜日と重なった分は休日としてカウント可能とし、月~金曜日と重なった分は、カウント不可とする。

	月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6	7
計画				着手日		休日1	休日2
実績				出勤	出勤	○	○
	8	9	10	11	12	13	14
計画						休日3	休日4
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
	15	16	17	18	19	20	21
計画				雨振替休		休日5	休日6
実績	出勤	出勤	出勤	○	出勤	出勤	○
	22	23	24	25	26	27	28
計画						休日7	休日8
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	突発出勤	○
	29	30	1	2	3	4	5
計画				振替休		休日1	休日2
実績	出勤	出勤	出勤	○	出勤	○	○
	6	7	8	9	10	11	12
計画						休日3	休日4
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
	13	14	15	16	17	18	19
計画						休日5	休日6
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
	20	21	22	23(祝)	24(祝)	25	26
計画				休日7	休日8	休日9	休日10
実績	出勤	出勤	出勤	○	○	○	○
	27	28	29	30	31	1	2
計画						休日1	休日2
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
	3	4	5	6	7	8	9
計画						休日3	休日4
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
	10	11	12	13	14	15	16
計画				夏季休暇	夏季休暇	夏季休暇	休日6
実績	出勤	出勤	出勤	-	-	○	○
	17	18	19	20	21	22	23
計画						休日7	休日8
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
	24	25	26	27	28	29	30
計画						休日1	休日2
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
	31	1	2	3	4	5	6
計画						休日3	休日4
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
	7	8	9	10	11	12	13
計画						休日5	休日6
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
	14	15	16	17	18	19	20
計画			完成				
実績	出勤	出勤	出勤				

・着手日から4週(28日)を1サイクルと考える。
 ・雨などによる突発的な現場閉所もカウント可能
 ・原則、1サイクル内での振替えとする。
 (突発的な出勤又は現場閉所の場合は、隣接するサイクル間に振替えも可能)

・祝日も休日にカウント可能

・原則、年末年始休暇(6日間)、夏季休暇(3日間)を連続して取得する。
 ・夏季休暇、年末年始休暇が土曜日、日曜日と重なった分は休日にカウント可能
 (月~金曜日の分は不可)

現場閉所日としてカウントする。
 この場合、「休日5」となる。

・最終サイクルが28日に満たない場合は、最終サイクルの中の土曜日、日曜日の日数分を確保する。

週休2日工事(現場閉所型) 休日等の考え方 (港湾・漁港事業の場合)

【基本的な考え方】

- ・休日とは、現場閉所(現場(現場事務所含む)での作業を行わない)とする。
- ・工事着手日から4週間(28日間)を1サイクルとする。
- ・1サイクルに土曜日、日曜日以外の祝日が無い場合は、その期間に8日間の閉所日を設定する。
- ・1サイクルに祝日がある場合は、その期間に祝日も含めた閉所日を設定する。(祝日も対象)
- ・最後の1サイクルが28日間に満たない場合は、最後のサイクルの中の土曜日、日曜日、祝日の日数分を確保すれば、達成と判断。
- ・雨天等により作業を予定していた日に作業ができなかった場合は、休日を予定していた日と振替えることができる。
- ・休日を予定した日に作業を行わなければならなくなった場合は、振替日を設定のうえ、作業を実施することができる。
- ・日曜日が祝日となる場合の振替休日(月曜日)は、祝日では無いことから休日として扱わない。
- ・港湾・漁港事業の場合は、休日日数で考える。
- ・原則として、夏季休暇3日間、年末年始休暇6日間を連続して取得すること。なお、夏季休暇、年末年始休暇については、土曜日、日曜日、祝日と重なった分は休日としてカウント可能とし、月～金曜日と重なった分は、カウント不可とする。

	月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6	7
計画				着手日		休日1	休日2
実績				出勤	出勤	○	○
	8	9	10	11	12	13	14
計画						休日3	休日4
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
	15	16	17	18	19	20	21
計画				雨振替休		休日5	休日6
実績	出勤	出勤	出勤	○	出勤	出勤	○
	22	23	24	25	26	27	28
計画						休日7	休日8
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	突発出勤	○
	29	30	1	2	3	4	5
計画				振替休		休日1	休日2
実績	出勤	出勤	出勤	○	出勤	○	○
	6	7	8	9	10	11	12(祝)
計画						休日3	休日4
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
	13	14	15	16	17	18	19
計画						休日5	休日6
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
	20	21	22	23(祝)	24(祝)	25	26
計画		祝日の振替		休日7	休日8	休日9	休日10
実績	出勤	○	出勤	出勤	○	○	○
	27	28	29	30	31	1	2
計画						休日1	休日2
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
	3	4	5	6	7	8	9
計画						休日3	休日4
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
	10	11	12	13	14	15	16
計画				夏季休暇	夏季休暇	夏季休暇	休日6
実績	出勤	出勤	出勤	-	-	○	○
	17	18	19	20	21	22	23
計画						休日7	休日8
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
	24	25	26	27	28	29	30
計画						休日1	休日2
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
	31	1	2	3	4	5	6
計画						休日3	休日4
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
	7	8	9(祝)	10	11	12	13
計画			休日5			休日6	休日7
実績	出勤	出勤	○	出勤	出勤	○	○
	14	15	16	17	18	19	20
計画			完成				
実績	出勤	出勤	出勤				

・着手日から4週(28日)を1サイクルと考える。
 ・雨などによる突発的な現場閉所もカウント可能
 ・原則、1サイクル内での振替えとする。
 (突発的な出勤又は現場閉所の場合は、隣接するサイクル間に振替えも可能)

・1サイクルの中に祝日が含まれる場合、その日数分を含めて休日を確保する。
 ・日曜日が祝日となる場合の振替休日は休日として扱わない。

・原則、年末年始休暇(6日間)、夏季休暇(3日間)を連続して取得する。
 ・1サイクルの中に夏季休暇等が含まれる場合、夏季休暇等が土曜日、日曜日及び祝日と重なった分は休日にカウント可能

現場閉所日としてカウントする。
 この場合、「休日5」となる。

・最終サイクルが28日に満たない場合、最終サイクルの中の土曜日、日曜日及び祝日の日数分を確保する。

週休2日工事(交替制) 休日等の考え方 (港湾・漁港事業の場合)

【基本的な考え方】

- 本取組による休日とは、技術者及び技能労働者が、当該現場での作業（現場事務所での作業を含む）を行わないことをいう。
- 当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者が、工事着手日（下請企業は、施工体制台帳の工期）から4週間（28日間）を1サイクルとし、その間に8日以上（8日）の休日を取得する。
- 対象者は、当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者とする。（現場代理人も対象）
- 年末年始、夏季休暇は、休日としてのカウントは不可。
ただし、年末年始、夏季休暇の間の土曜日と日曜日と祝日はカウント可。
- サイクルの途中日から現場に従事し始めた（現場に従事しなくなった）場合、当該現場に従事した日以外は、休日としてカウントする。
- 最後のサイクルが28日間に満たない場合は、最後のサイクルの中の土曜日、日曜日、祝日の日数分を確保すれば、達成と判断。
- 対象期間を通して技術者・技能労働者毎に休日形態が変わる場合、達成の判断は最低の休日形態とする。

＜元請企業の例＞

工事着手日から4週間（28日間）を1サイクルとする

		第1週							第2週							第3週							第4週							計			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
第1サイクル	会社名	氏名																												計			
	A建設(元請)	●●	入			休	休											年	年	年	休	休	年				休	休				8休	
		■	入			休	休											年	年	年	休	休	年	休				休	休				10休
	備考	▲▲	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-
		着手日																															
		当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者が対象																															
		年末年始、夏季休暇と土曜日、日曜日、祝日が重なった場合は、カウント可																															
第2サイクル	会社名	氏名																												計			
	A建設(元請)	●●			休	休													休	休								休	休				7休
		■			休	休														休	休							退	休		休	休	9休
	備考	▲▲	休	休	休	休	休	入							休	休				休	休							休	休				11休
		サイクルの途中から従事した場合、当該現場に従事した日以外は、休日としてカウント														サイクルの途中で従事しなくなった場合も当該現場に従事した日以外は、休日としてカウント																	
第3サイクル	会社名	氏名																												計			
	A建設(元請)	●●			休	休																											4休
		■	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-
	備考	▲▲				休	休								休	休	退																
		完成日																															
		最低の休日形態となる。当該工事の場合、4週7休となり4週8休は未達成																															

最終サイクルが28日に満たない場合は、最終サイクルの内の土曜日、日曜日、祝日の日数分を確保すれば達成と判断（この場合、4日分の休日を確保すれば良い）

下請企業は、施工体制台帳の工期（元請の対象期間とは別に設定）

＜下請企業の例＞

		第1週							第2週							第3週							第4週							計			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
第1サイクル	会社名	氏名																												計			
	B建設(元請)	○○	入			休	休														休	休						休	休				8休
		□□	休	入			休	休							休	休					休	休						休	休				8休
		備考																															

【凡例】 入：現場従事開始日 退：現場従事終了日 休：休日 年：年末年始休暇 夏：夏季休暇 -：対象外期間